

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 文 政 局  
書 庫 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次

### 告 示

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	1
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....	(治山課)	1
○津波災害警戒区域の指定.....	(維持管理防災課)	1
○都市計画の変更の決定.....	(都市計画課)	1
○令和4年度、令和5年度及び令和6年度において競争入札に参加する者に必要な資格等.....	(財務指導課)	2

### 総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....		5
----------------------	--	---

### 道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件).....		7
-----------------------------	--	---

## 告 示

### 北海道告示第709号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和3年11月2日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 標津郡標津町字忠類60の4（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的 霧害の防備
  - 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室振興局産業振興部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第710号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年11月2日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 苫前郡羽幌町・初山別村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌振興局産業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第711号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。

令和3年11月2日

北海道知事 鈴木直道

- 津波災害警戒区域の表示
  - 市町村 伊達市
  - 大字等 旭町、館山下町、錦町、元町、向有珠町、山下町、鹿島町、若生町、舟岡町、上館山町、上長和町、西浜町、大町、中稀府町、長和町、東浜町、南黄金町、南稀府町、南有珠町、梅本町、萩原町、北黄金町、北稀府町、末永町、網代町、有珠町（次の図のとおり）
- 基準水位 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第712号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和3年11月2日

北海道知事 鈴木直道

- 1 都市計画の種類 下水道
  - 2 都市計画を定めた土地の区域
    - (1) 名称 十勝川流域下水道
    - (2) 位置 排水区域に編入する区域  
帯広圏都市計画帯広公共下水道
- (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

**北海道告示第713号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和3年11月2日

北海道知事 鈴木直道

**第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類**

令和4年度、令和5年度及び令和6年度において道が締結しようとする契約のうち次の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(第4の2を除き、以下「資格」という。)は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第2条第3号に規定する物品等又は同条第4号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。

契約の種類	資格の種類	調達をする物品等又は特定役務の種類
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類(機械修繕を含む。)、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類(車両修繕を含む。)、燃料類、被服・繊維皮革類、その他(洗濯を含む。)
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造

複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	

**第2 資格要件**

**1 共通資格要件**

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項各号(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に掲げる者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
  - イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (4) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)。
  - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

**2 資格の種類ごとの要件**

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 物品の購入及び物品の賃貸借
  - 令和3年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- (2) 印刷物の製造及び印章の製造
  - ア及びイのいずれにも該当すること。
  - ア 令和3年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の

- 初日) 現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ (ア)又は(イ)の機器を所有していること(当該機器を賃借している場合を含む。)
- (ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機
- (イ) 印章の製造の場合は、印面作成に必要な機器
- (3) 庁舎等清掃
  - アからウまでのいずれにも該当すること。
  - ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号の登録を受けていること。
  - イ 令和3年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
  - ウ 令和2年11月1日から令和3年10月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間)にその事業に係る実績を有していること。
- (4) 庁舎等警備
  - アからエまでのいずれにも該当すること。
  - ア 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による警備業の認定を受けていること。
  - イ 警備業法第9条又は第40条の規定による届出書の提出を必要とする者にあっては、当該届出書の提出を行っていること。
  - ウ 令和3年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
  - エ 令和2年11月1日から令和3年10月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間)にその事業に係る実績を有していること。
- (5) 庁舎等消防設備保守点検
  - アからウまでのいずれにも該当すること。
  - ア 従業員の中に、消防法(昭和23年法律第186号)第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。
  - イ 令和3年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
  - ウ 令和2年11月1日から令和3年10月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間)にその事業に係る実績を有していること。
- (6) ボイラー等運転操作
  - アからウまでのいずれにも該当すること。

- ア 従業員の中に、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第72条に規定するボイラー技工士の資格又は同法第76条に規定するボイラー取扱技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。
- イ 令和3年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 令和2年11月1日から令和3年10月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間)にその事業に係る実績を有していること。
- (7) 情報システムの開発
  - アからウまでのいずれにも該当すること。
  - ア 令和3年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日)現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
  - イ 令和2年11月1日から令和3年10月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間)に情報システムの開発実績を有していること。
  - ウ 従業員の中に、2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーがいること。
- (8) 船舶の建造又は修理
  - アからエまでのいずれにも該当すること。
  - ア 令和3年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日)現在において引き続き2年以上それらの事業を営んでいること。
  - イ 個人にあっては、従業員の数が20人以上であること。
  - ウ 令和3年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日)の直前2事業年度分(当該2事業年度が24月に満たない場合は、24月分)の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。
  - エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。
- (9) 林産物の売払い
  - アからウまでのいずれにも該当すること。
  - ア 令和3年11月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
  - イ 令和2年11月1日から令和3年10月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間)にその事業に係る仕入高を有していること。
  - ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
- 3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

### 第3 資格審査の申請の時期及び方法

#### 1 申請の時期

資格審査の申請は、(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

- (1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

ア 定期の申請をする者

令和3年11月9日（火）から同月29日（月）まで

イ 随時の申請をする者

令和4年3月1日（火）から令和6年12月27日（金）まで

注 定期の申請により資格を有することとされた者にあつては、令和4年4月1日以後の入札に参加する資格を得ることができ、随時の申請により資格を有することとされた者にあつては、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

- (2) 共同企業体（情報システムの開発に限る。）  
当該共同企業体が結成されたとき。
- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等  
当該証明を受けたとき。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合  
当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

#### 2 申請書類の入手方法

申請書類は3の表に定める申請書類の提出先において交付するものとする。

また、北海道のホームページ（アドレス：[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/sikaku\\_m/sikaku\\_main.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/sikaku_m/sikaku_main.html)）からダウンロードすることができる。

#### 3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

なお、物品の購入、印刷物の製造、印章の製造及び物品の賃貸借の資格審査の申請（以下「物品の購入等の資格審査の申請」という。）を注書の方法により行う場合にあっては、申請書類の提出先は、出納局会計管理室調達課とする。

資格の種類	申請書類の提出先			
	定期申請の場合		随時申請の場合	
	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
物品の購入	出納局会計管理室 調達課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務課（主たる営業所の所在地が石狩管内にある者については出納局会計管理室調達課）	出納局会計管理室 調達課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務課（主たる営業所の所在地が石狩管内にある者については出納局会計管理室調達課）
印刷物の製造				
印章の製造				
物品の賃貸借				
庁舎等清掃	総務部総務課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務課（主たる営業所の所在地が石狩管内にある者については総務部総務課）	総務部総務課	総務部総務課
庁舎等警備				
庁舎等消防設備保守点検				
ボイラー等運転操作				
情報システムの開発	総合政策部次世代社会戦略局情報政策課	総合政策部次世代社会戦略局情報政策課	総合政策部次世代社会戦略局情報政策課	総合政策部次世代社会戦略局情報政策課
船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課	水産林務部総務課	水産林務部総務課
		総合振興局又は振興局の森林室		総合振興局又は振興局の森林室

林産物の売払い	水産林務部森林環境局道有林課	(石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局を除く。)	水産林務部森林環境局道有林課	(石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局を除く。)
---------	----------------	----------------------------------	----------------	----------------------------------

(注) 物品の購入等の資格審査の申請及び情報システムの開発の資格審査の申請については、インターネットにより北海道電子自治体共同システム (<https://www.harp.lg.jp/>) にアクセスし、必要事項を入力の上送信するとともに、物品の購入等の資格審査の申請については出納局会計管理室調達課、情報システムの開発の資格審査の申請については総合政策部次世代社会戦略局情報政策課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。第7に規定する資格審査の再申請についても同様とする。

#### 第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

##### 1 資格の有効期間

資格の有効期間は、定期申請の場合にあつては令和4年4月1日から令和7年3月31日まで、随時申請の場合にあつては資格を有すると認めた旨の通知があつた日から令和7年3月31日までとする。

##### 2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、令和6年度に令和7年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

#### 第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格(物品の購入、印刷物の製造、印章の製造、物品の賃貸借、庁舎等清掃、情報システムの開発及び船舶の建造又は修理に限る。)については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

#### 第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 第2に規定する資格要件(第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。)に該当しないこととなったとき。
- 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

#### 第7 資格審査の再申請

##### 1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- 中小企業組合等(企業組合及び協業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの
- 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

#### 2 再申請の方法

再申請をしようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

#### 第8 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。

- 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

#### 第9 その他

- 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。
- 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

### 総合振興局告示及び振興局告示

#### 北海道渡島総合振興局告示第113号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和3年11月2日

北海道渡島総合振興局長 鳴海拓史

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
乗用自動車 1台(交換契約により小型貨物自動車1台を契約の相手方に供し、小型乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。)
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 令和4年3月18日(金)
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和3年11月2日(火)から同年12月2日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。  
なお、電子メール(アドレス: oshima.somu20@pref.hokkaido.lg.jp)により申請書等を提出する場合の添付ファイルの形式はPDF、Word又はExcelとすること。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号  
北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道渡島総合振興局総務課

- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階301号会議室  
(送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課)
- (2) 入札日時 令和3年12月16日(木)午前10時30分(送付による場合は、同月14日(火)午後5時まで)に必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項  
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1) 名称及び数量 自動車の交換 1台
- (2) 予定時期 令和3年11月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。  
また、北海道渡島総合振興局のホームページ([https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/juhin\\_nyusatu.html](https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/juhin_nyusatu.html))においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課  
(2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号  
(3) 電 話 番 号 0138-47-9416

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Exchange of Car 1 set  
B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., December 16, 2021  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 14, 2021)  
C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan  
Phone : 0138-47-9416

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第148号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
令和3年11月2日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
(1) シーケンス制御実習装置 (北海道札幌工業高等学校) 一式  
(2) シーケンス制御実習装置 (北海道札幌琴似工業高等学校) 一式
- 2 落札を決定した日  
令和3年10月18日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1)ア 氏 名 美和電気工業株式会社  
イ 住 所 東京都新宿区新宿1丁目8-5  
(2)ア 氏 名 株式会社コスモ電子  
イ 住 所 札幌市東区北18条東17丁目2-28
- 4 落札金額  
(1) 14,900,000円  
(2) 10,199,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和3年10月1日付け北海道教育庁石狩教育局告示第91号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室  
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第155号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
令和3年11月2日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
(1) モバイルルータ (貸出用1) 一式 1,350台分  
(2) モバイルルータ (貸出用2) 一式 1,164台分  
(3) モバイルルータ (貸出用3) 一式 1,020台分  
(4) モバイルルータ (貸出用4) 一式 1,215台分  
(5) モバイルルータ (貸出用5) 一式 853台分
- 2 落札を決定した日  
令和3年10月18日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 大丸株式会社  
(2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 4 落札金額  
(1) 13,350,150円  
(2) 11,510,796円  
(3) 10,086,780円  
(4) 12,015,135円  
(5) 8,435,317円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和3年9月24日付け北海道教育庁石狩教育局告示第87号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室  
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目